

Let's Eco Life

私たちにできることから80

環境対策課 ☎57-8508

# それでも、あなたは捨てますか？

飼う前に考えてほしいことがあります。本当に飼うことができますか？  
ペットを飼うということは、その子の一生に責任を持つということ。責任を持って最後まで愛してあげてください。ペットにとっては飼い主がすべてです。



## 放し飼いをしない

柵などで囲われた私有地以外での犬の放し飼いはしないでください。また、万が一の事故が起こらないよう飼い主の方は逸走には十分に注意をしてください。  
猫に関しても放し飼いで近所トラブルになる事が多々あります。愛猫が不幸にならないよう、しっかりと飼育をお願いします。



## 避妊および去勢手術の推進

高知県では年間4000頭以上もの犬猫が殺処分されています。その多くは予定外の繁殖により引き取られる子犬や子猫です。繁殖の予定が無い場合は、去勢避妊手術も考えましょう。

## 野良猫に無責任な餌やりをしない

▼餌を与えることによって、引き起こされる問題

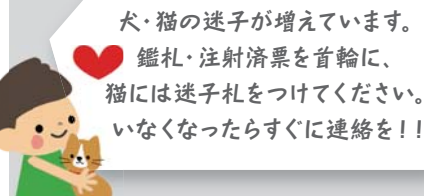
- ・野良猫の繁殖
- ・糞害
- ・食べ残しの悪臭、食べ残された餌にゴキブリ・カラス・ハエなどの害虫害獣が集まってくる



## 飼い主に必要な条件

- ・世話をする時間と体力がある
- ・ペットを飼える住宅に住んでる
- ・動物アレルギーがない
- ・毎日の世話を10年以上継続できる
- ・引っ越しや転勤の予定がない
- ・しつけと周囲への配慮ができる
- ・経済的な負担も考える
- ・ペットが高齢になったときに介護をする心構えがある など

野良猫でも、餌をあげていたらその人の飼猫と見なされ、その猫が引き起こす問題に対して責任が発生する事があります。



僕たちだって、  
生きている。

今、「飼えなくなった」という理由でペットが処分されています。年に約17万頭(平成23年度)も。それまで家族と言ってかわいがっていたのに…。  
それにはペットにかかわる人間たちの無責任な行動が、多くの原因になっているのです。  
不幸な動物を増やさないために一時の感情に流されず、その行為はその動物にとって本当に幸せな事なのかを考えてください。

## 動物愛護法が一部改正されました

動物愛護法が平成25年9月1日より一部改正されました。犬猫の引き取りを求める相当の事由がないと認められる場合は、犬猫の引き取りを拒否できるようになりました。  
飼い主の方は終生飼養に努めるようお願いいたします。引き取りを検討中の方は一度、環境対策課までご相談ください。

## ペットがいなくなった時はご連絡ください

市役所環境対策課 ☎57-8508  
中央東福祉保健所 ☎53-3190  
香南警察署 ☎55-0110



# 高額療養費制度のお知らせ

領収書の保管をお願いします



医療機関等に支払った自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請により高額療養費として後から払い戻しを受けることができます。月の1日から末日まで歴月の医療機関等ごとの受診について計算します。なお、自己負担の限度額は①69歳以下の人と②70歳以上74歳以下の人で異なります。(下表参照)

払い戻しに該当すると思われる人には、診療月の2～3カ月後に市役所から申請の案内を通知します。  
申請には医療機関等で支払った領収書が必要になりますので、領収書はなくさないように保管をお願いします。



## 1 69歳以下の人

所得区分	自己負担限度額(月額)	多数該当の場合※
上位所得者	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	35,400円	24,600円

- ・医療機関ごとに計算(入院と外来は別計算)。
- ・入院中の食事代や保険診療の対象とならない差額ベッド料などは除く。

※同じ世帯で過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給があったときの4回目以降の限度額です

## 2 高額な外来診療または入院の場合

69歳以下の人が高額な外来診療や入院した場合「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、本来3割(未就学児は2割)負担しなければならないところを自己負担限度額までにすることができます。  
「限度額適用認定証」は、申請した月の1日から有効になりますので、高額な外来診療や入院時にはあらかじめ市役所で交付申請をお願いします。  
※滞納世帯は、納付相談のうえ交付します。  
※住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が安くなる「標準負担額減額認定証」も同時に申請できます。

## 2 70歳以上74歳以下の人

医療機関等の窓口では、保険証とあわせて高齢受給者証(ピンク色ではがき大)を提示しましょう。高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月1日から有効です。

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来限度額(個人単位)	外来+入院限度額(世帯単位)
現役並み所得者(窓口負担3割の方)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (44,400円)※
一般	12,000円	44,400円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

※( )内は過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給があったときの4回目以降の限度額です

■区分Ⅱ…世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の人

■区分Ⅰ…世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯の人

- ・入院中の食事代や保険診療の対象とならない差額ベッド料などは除く。

## 3 高額な外来診療または入院の場合

区分Ⅰ・Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行できます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請した月の1日から有効になりますので、あらかじめ市役所で交付申請をお願いします。